

スマートマルシェ 利用規約

Ver1.2

スマートマルシェ(全般) 利用規約		
<p>お客様は、ソフトバンク株式会社(以下、「ソフトバンク」という。)に対し、ソフトバンク及びソフトバンク協業先(以下、「SB協業先」という。)が運営するセルフレジシステム(以下、「セルフレジ」という。)を設置し、商品を販売するサービス(以下、「スマートマルシェ」という。)の利用について、以下の規約に同意の上、申し込みます。</p>		
1	前提条件	スマートマルシェの利用について申し込み、ソフトバンクがセルフレジを設置した際に、スマートマルシェの利用契約が成立するものとします。なお、設置場所や電波状況等によって設置できないことがあります。
2	前提条件	お客様は、SB協業先がセルフレジをお客様の事業所内に設置することを許諾します。なお、設置にあたり、設置に関する賃貸料等をソフトバンク又はSB協業先に請求することはできないものとします。
3	サービス内容	セルフレジで取り扱う商品については、ソフトバンク及びSB協業先が決定するものとします。
4	サービス内容	お客様は、セルフレジの設置、商品補充、売上確認等の目的に限り、SB協業先がお客様の事業所内に立ち入ることを予め承諾するものとします。
5	サービス注記	お客様は、ご利用者に対し、スマートマルシェの不正利用をしないこと、セルフレジ及び商品を盗取、損傷、汚損等させないことを周知徹底するものとします。
6	サービス注記	セルフレジの利用により発生する光熱費は、お客様の負担とします。
7	運用条件	スマートマルシェの申込に当たり、お客様はスマートマルシェの担当者を選任するものとします。スマートマルシェの担当者は、お客様にてスマートマルシェの設置希望があった場合、可能な限り取りまとめ、ソフトバンクへ申し込むものとします。
8	運用条件	お客様は、冷蔵庫又は冷凍庫を設置した拠点で、セルフレジを設置している事業所が点検等により停電する場合は、その2週間前までにその旨をコールセンターへ連絡するものとします。なお、お客様は、2週間前までに連絡せず、これにより商品に損害が生じた場合、冷蔵庫又は冷凍庫を撤去させていただく場合がございます。
9	運用条件	セルフレジ又は商品等に不具合があった場合には、ソフトバンク又はSB協業先に対し連絡を行う等、可能な限り協力するものとします。
10	運用条件	お客様の故意又は過失により、ソフトバンク又はSB協業先に損害が生じた場合、お客様は、その損害を賠償するものとします。
11	変更条件	お客様は、スマートマルシェのフロアをまたがるような設置場所の変更や、担当者の住所、連絡先その他サービス利用申込の契約者にかかわる事項に変更がある場合は、その2週間前までにソフトバンクへ通知し、変更申請書を提出するものとします。
12	撤去条件	お客様は、スマートマルシェの利用を終了し、セルフレジの撤去を希望する場合は、撤去希望日の1ヶ月前までにソフトバンクへ通知するものとし、撤去日はソフトバンクと協議の上決定するものとします。
13	撤去条件	お客様は、商品の紛失・盗難の多発や月間の販売状況が芳しくない等が発生した場合、スマートマルシェの利用を終了するものとし、セルフレジを撤去することがあることを予め承諾します。
14	反社会勢力	お客様及びソフトバンクは、相手方に対し、申込時及び申込後において、自己が暴力団、その関係団体その他反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という。)に該当しないこと、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有していないこと、反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないことを保証します。また、お客様及びソフトバンクは、相手方が当該表明保証に違反すると合理的に疑われる場合には、相手方に対する何らの催告又は賠償を要せず、直ちにスマートマルシェ利用契約を解除することができるものとします。
15	機密情報	ソフトバンク及びSB協業先は、スマートマルシェの運営の中で取得したもしくは知り得たお客様情報を機密情報とし、スマートマルシェの目的を超えての使用、第三者に開示・漏洩をしないものとします。ただし、ソフトバンクはスマートマルシェの運営に必要な範囲でソフトバンクが認めたものに対し、守秘義務を課したうえで機密情報を開示することができるものとします。
16	規約の運用	ソフトバンクは、本規約を変更する場合、事前に利用申込書に記載のお客様のメールアドレスへ変更後の本規約を送付するものとします。なお、お客様が変更後に本サービスを利用したことをもって、変更後の本規約に同意したものとみなします。また、本規約はホームページ上に掲載して公表するものとします。
17	協議	利用契約等に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議の上解決することとします。なお、利用契約等の何れかの部分が無効である場合でも、利用契約等全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

スマートマルシェ(割引機能) 利用規約		
<p>割引機能をご利用のお客様につきましては、上記全般の条項に併せて、以下の規約にも同意の上、申し込みます。</p>		
1	サービス内容	ソフトバンクは、お客様に記入していただいた申込書の割引率で、商品を販売するものとします。また、割引金額は、月末締め翌月末払いでお客様に請求するものとします。なお、1円以下の端数は、お客様に付与するものとします。(例えば、50%の割引率で、33円の商品を販売する場合は、16円で商品を販売し、17円をお客様に請求します。)
2	支払い義務	お客様は、利用契約が成立した日から起算して利用契約の終了日までの期間について、商品の割引金額を利用契約等に基づき支払うものとします。なお、お客様が本条に定める支払を完了しない場合、ソフトバンクは、本サービスの提供を停止することができるものとします。
3	支払い方法	お客様は、ソフトバンクあるいはSB協業先からの請求書に従い、指定する期日までに指定する方法により、割引金額を支払うものとします。なお、支払いに必要な振込手数料その他の費用は、お客様の負担とします。
4	遅延利息	お客様が、割引金額その他の利用契約等に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、お客様は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年5%の利率で計算した金額を延滞利息として、割引金額その他の債務と一緒に、ソフトバンクが指定する期日までにソフトバンクの指定する方法により支払うものとします。なお、支払いに必要な振込手数料その他の費用は、お客様の負担とします。
5	撤去条件	本サービスに関する金銭債務の不履行、その他利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがある時には、スマートマルシェの利用契約を解除することができるものとします。また、お客様は、利用契約の解除があった時点において未払いの利用料金又は支払遅延損害金がある場合には、ソフトバンクが定める日までにこれを支払うものとします。
6	合意管轄	お客様とソフトバンクもしくはSB協業先の間で紛争が生じた場合には、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所をもって、専属的合意管轄裁判所とします。
7	準拠法	利用契約等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。